明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（財務七八）　一
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（同七九）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一五九）　四
〔規　則〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（国家公安委一六）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（同一七）　六
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三四〇）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三一六）　七
○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（厚生労働四一七）　七
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産二一八九）　七
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同二一九〇）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一〇三三、一〇三四）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一五九～一六二）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
登録実施機関の登録について（北海道運輸局、近畿同、中国同、四国同）　八
試験事務を行う登録実施機関について（北海道運輸局）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構平成二十六事業年度財務諸表、特定計量器型式承認関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　八
会社その他
会社決算公告　八

省令

○財務省令第七十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第四項及び第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項、第三十七条の十四の二第二十七項並びに第四十一条の十二の二第八項並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第二項及び第二百二十六条第一項から第三項までの規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十八第十六項第二号ロ(2)及び第三条の二十第二項第二号ロ(2)中「第五十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

第四条の四第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に、「場所。以下この号において同じ。」及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）を「場所」に改め、同条第二項第二号中「ならない」を「これらの規定中」に、「ならない。この場合において、同項第二号ロ」を「同項第二号イ中「、住所等及び個人番号又は法人番号」とあるのは「及び住所等」と、同号ロ」に、「、その」とあるのは「、その年中に」とする」を「、その支払」とあるのは「、その年中に支払」と、同項第三号イ中」と、「あるのは」とあるのは「あるのは」に改める。

第十八条の十三の五第一項中「所轄税務署長」の下に「（次項第一号イにおいて「所轄税務署長」という。）」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる特定口座年間取引報告書の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　所轄税務署長に提出する特定口座年間取引報告書　当該特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

ロ　当該特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付する特定口座年間取引報告書　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所

第十八条の十五の十一第二項第一号中「個人番号」の下に「（施行令第二十五条の十三の八第二十三項又は第二十四項ただし書の規定により同条第二十三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する同項の報告書にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所）」を加える。

第十九条の六第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に、「場所。以下この号において同じ。」及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）を「場所」に改める。

第十九条の十二第六項第二号ロ(2)、第十九条の十四の二第十一項第二号ロ及び第十九条の十五第八項第二号ロ中「第五十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

別表第七(一)の表の備考2(1)中「こと」の次に「。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付する報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない」を加える。

別表第七(三)の表の備考3(1)中「こと」の次に「。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない」を加える。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の六第一項第一号ハ中「次号ロ」を「次号イ(2)」に改め、同条第三項第一号ハ中「第五十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

第九十二条第一項中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における同項第二号又は第三号の規定の適用については、これらの規定中「、住所等及び個人番号又は法人番号」とあるのは、「及び住所等」とする。